定年が延びるだけ？
“定年延長”に伴う問題とは？

1

2

3

4

対象生年月日	年度／定年年齢											
	'21年度（R3年度）	'22年度（R4年度）	'23年度（R5年度）	'24年度（R6年度）	'25年度（R7年度）	'26年度（R8年度）	'27年度（R9年度）	'28年度（R10年度）	'29年度（R11年度）	'30年度（R12年度）	'31年度（R13年度）	'32年度（R14年度）
	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
1961年度（昭和36年度） 1961年4月2日～1962年4月1日生	60歳定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
		フルタイム再任用／短時間再任用										
1962年度（昭和37年度）※60歳定年最終 1962年4月2日～1963年4月1日生	59歳	60歳定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
			フルタイム再任用／短時間再任用									
1963年度（昭和38年度） 1963年4月2日～1964年4月1日生	58歳	→	60歳	61歳定年	62歳	63歳	64歳	65歳				
				定年前短時間再任用	暫定再任用							
1964年度（昭和39年度） 1964年4月2日～1965年4月1日生	57歳	→		60歳	61歳	62歳定年	63歳	64歳	65歳			
					定年前短時間再任用		暫定再任用					
1965年度（昭和40年度） 1965年4月2日～1966年4月1日生	56歳	→			60歳	61歳	62歳	63歳定年	64歳	65歳		
						定年前短時間再任用			暫定再任用			
1966年度（昭和41年度） 1966年4月2日～1967年4月1日生	55歳	→				60歳	61歳	62歳	63歳	64歳定年	65歳	
							定年前短時間再任用				暫定再任用	
1967年度（昭和42年度）以降 1967年4月2日生～	54歳	→					60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳定年
								定年前短時間再任用				

※暫定再任用：段階的引き上げ期間中は、定年から65歳までの経過措置として、現行と同様の制度（暫定再任用）が存置されます

2023年から2031年にかけて、2年に1度定年年齢が引き上げられていく

5

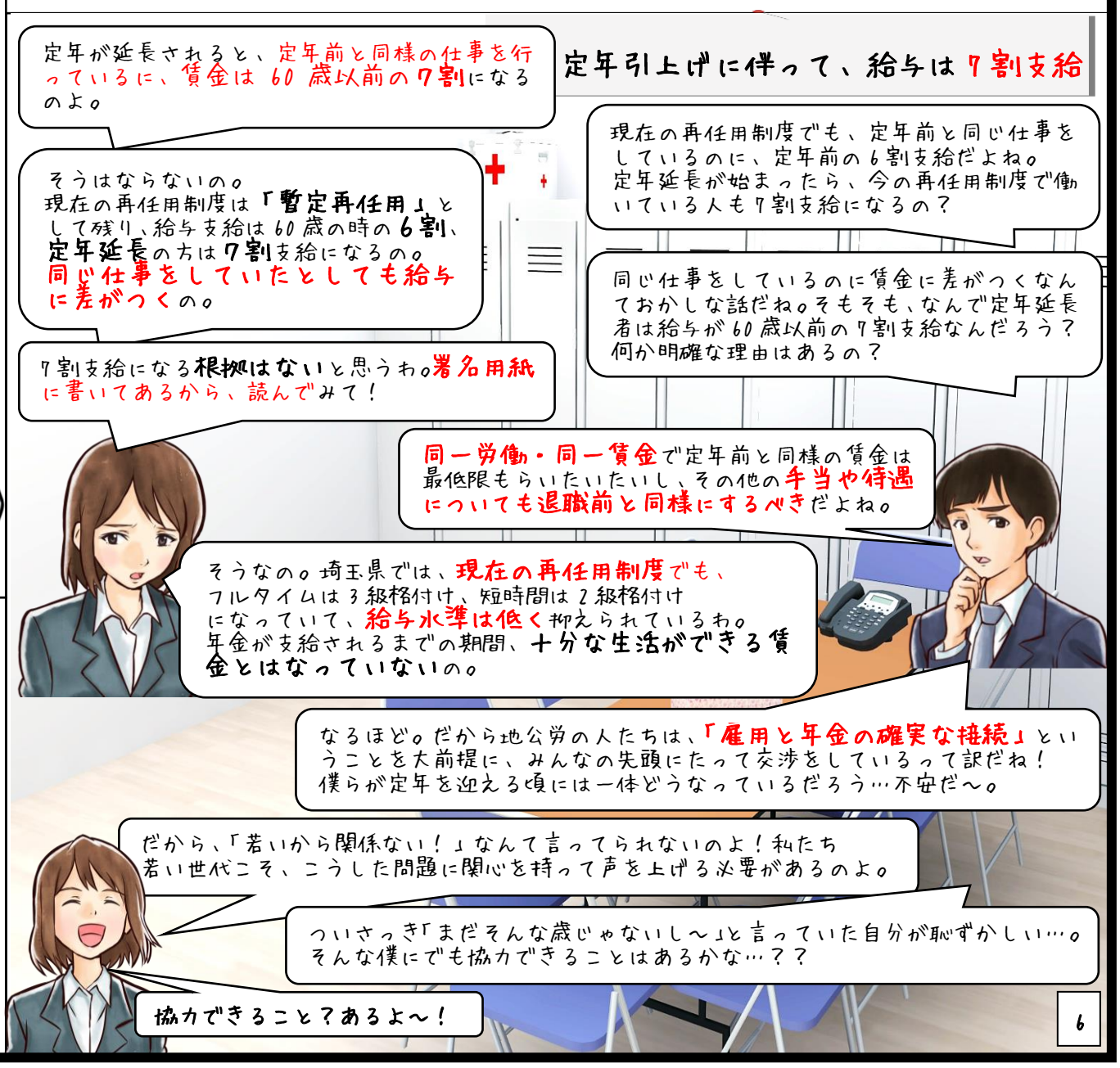

6

7

8